

11月は

北海道心の教育推進キャンペーン強調月間

です!

北海道心の教育推進会議（北海道、北海道警察本部、北海道教育委員会）では、子どもたちの生きる力の礎とも言うべき、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性を育むために、北海道における心の教育を推進しています。

11月は、「北海道心の教育推進キャンペーン強調月間」です。

子どもたちの豊かな心を育むための事業などに積極的に取り組んでいただくとともに、この期間に開催される子どもたちに関わるイベントや広報、印刷物などに、シンボルマーク及びキャッチフレーズを積極的、効果的に活用いただきながら、北海道の子どもたちの心の教育推進キャンペーンに御賛同いただき、普及や啓発に御協力ください。

●豊かな人間性を育むための各種事業等の実施

例えば… あいさつ運動、ボランティア活動地域での研修会、人権教室、いじめをなくそう集会などの実施。

●シンボルマーク及びキャッチフレーズの積極的な活用

例えば… 広報誌、情報誌、会議等の看板、事業チラシ
パンフレット、チケット、名刺、ファックス
送信票、ホームページなどに使用する。

※ シンボルマーク等の使用の詳細につきましては、取扱要領を
御参照ください。



●北海道心の教育推進キャンペーンの普及啓発

例えば… シンボルマークと併せて、次のような啓発文を
開催要項、ポスター、事業チラシ、レジュメなどに掲載する。

北海道心の教育推進会議では、子どもたちに命を大切にする心、他人を思いやる心、美しいものに感動する心などの「豊かな心」を育むことの大切さを、家庭や学校、地域や企業、団体などへ普及、啓発する活動を展開しており、11月を取組強調月間としております。

北海道清水高等学校は、この趣旨に賛同し、北海道心の教育推進キャンペーンを応援しています。

■ シンボルマーク等の画像データ及び関係書類は、下記のホームページよりダウンロードできます。

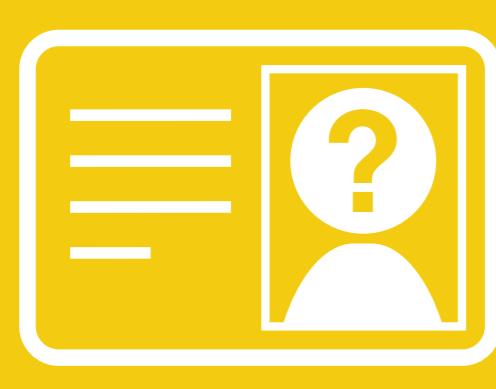
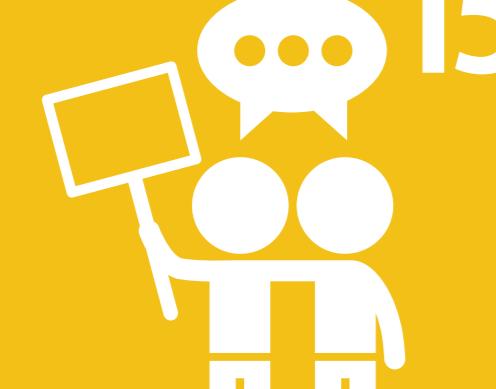
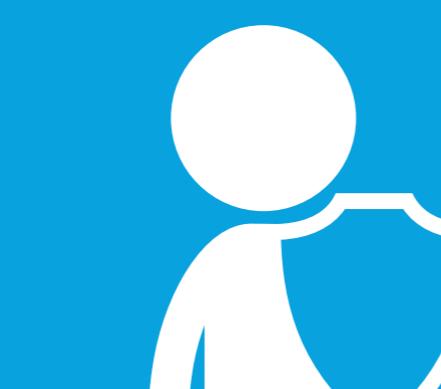
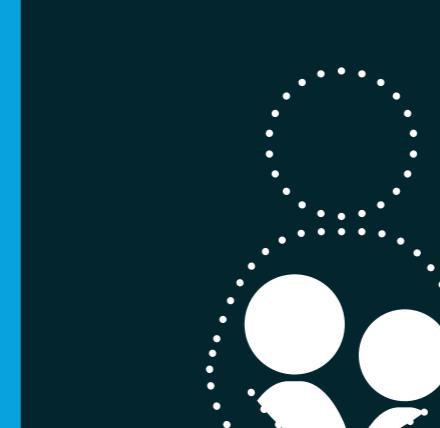
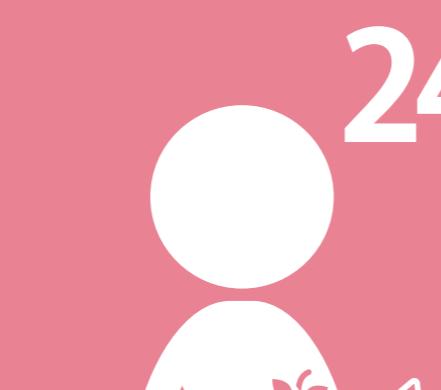
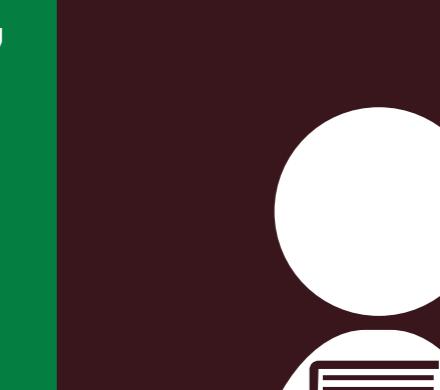
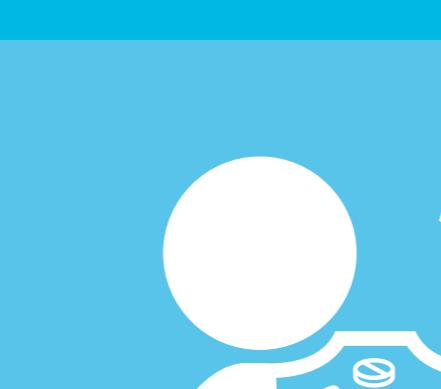
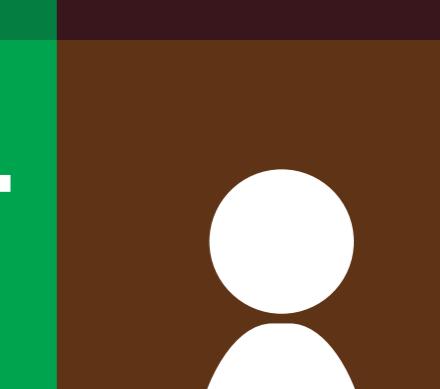
【北海道心の教育推進会議HP】<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/a0001/a0004/>

北海道の子どもたちの豊かな心を育むために、たくさんの皆様の御協力をお願いします。

【問合せ先】北海道心の教育推進会議

(北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 人材育成・開発グループ)
〒060-8544 札幌市中央区北2条西7丁目 (TEL: 011-204-5782)

■ 北海道心の教育推進会議 ■
平成10年5月に、北海道教育委員会教育長
を会長とし、北海道、北海道警察本部、
北海道教育委員会の3者が連携を図りながら、
北海道における心の教育を総合的に推進し
ていくために設置された行政組織です。

 1 子どもの定義	 2 差別の禁止	 3 子どもに もっともよいことを	 4 国の義務	 5 親の指導を尊重	 6 生きる権利・ 育つ権利	 7 名前・国籍を もつ権利
 8 名前・国籍・家族関係 が守られる権利	 9 親と引き離されない 権利	 10 別々の国にいる 親と会える権利	 11 よその国に 連れさられない権利	 12 意見を表す権利	 13 表現の自由	 14 思想・良心・宗教の 自由
 15 結社・集会の自由	 16 プライバシー・ 名誉の保護	 17 適切な情報の入手	 18 子どもの養育は まず親に責任	 19 あらゆる暴力からの 保護	 20 家庭を奪われた 子どもの保護	 21 養子縁組
 22 難民の子ども	 23 障がいのある 子ども	 24 健康・医療への 権利	 25 施設に入っている 子ども	 26 社会保障を 受ける権利	 27 生活水準の確保	 28 教育を受ける権利
 29 教育の目的	 30 少数民族・ 先住民の子ども	 31 休み、遊ぶ権利	 32 経済的搾取・有害な 労働からの保護	 33 麻薬・覚せい剤など からの保護	 34 性的搾取からの 保護	 35 誘拐・売買からの 保護
 36 あらゆる搾取からの 保護	 37 拷問・死刑の禁止	 38 戦争からの保護	 39 被害にあった子どもの 回復と社会復帰	 40 子どもに関する 司法	 41 子どもにとって もっともよい法律	 42 条約の広報
43-54  条約のしくみ	<h1>子どもの権利条約</h1>					

